第六十六条の十一の四第三項の次に次の一項を加える。

4　前項に規定する特例通算欠損事業年度とは、同項の通算法人の法人税法第六十四条の七第一項第二号に規定する十年内事業年度のうち、当該十年内事業年度に係る当該通算法人の対応事業年度（同号イに規定する対応事業年度をいう。以下この項において同じ。）又は他の通算法人（当該通算法人の適用対象事業年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係があるもので、同日にその事業年度が終了するものに限る。第二号イ(3)を除き、以下この項において同じ。）の事業年度で当該十年内事業年度の期間内にその開始の日がある事業年度（当該十年内事業年度終了の日の翌日が当該通算法人に係る通算親法人の適用対象事業年度開始の日である場合には、当該終了の日後に開始した事業年度を含む。以下この項において「他の対応事業年度」という。）のいずれかが特例事業年度に該当する場合における当該十年内事業年度（以下この項において「特例十年内事業年度」という。）で、当該対応事業年度及び他の対応事業年度において生じた欠損金額のうちに特定超過控除対象額（第一号から第三号までに掲げる金額のうち最も少ない金額をいう。以下この項において同じ。）又は非特定超過控除対象額（第四号から第六号までに掲げる金額のうち最も少ない金額に第七号に掲げる割合を乗じて計算した金額をいう。第二号及び第六号ロにおいて同じ。）がある場合における当該特例十年内事業年度をいう。

一　当該特例十年内事業年度に係る当該通算法人の各対応事業年度において生じた欠損金額のうち法人税法第六十四条の七第二項に規定する特定欠損金額（以下この項において「特定欠損金額」という。）から当該特定欠損金額に相当する金額で当該特定欠損金額につきこの条の規定を適用しないものとした場合に同法第五十七条第一項の規定により当該通算法人の適用対象事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されることとなる金額を控除した金額の合計額

二　当該通算法人の投資額残額（第二項第二号イに掲げる金額から次に掲げる金額の合計額を控除した金額をいう。第五号において同じ。）

イ　(1)に掲げる金額と(2)及び(3)に掲げる金額の合計額のうち第二項第二号イに規定する投資の額に対応する部分の金額として政令で定める金額の合計額とを合計した金額

(1)　当該通算法人の適用対象事業年度前の事業年度で前項の規定の適用を受けた各事業年度（(2)及び(3)において「過去通算適用事業年度」という。）における各特例十年内事業年度において生じた欠損金額とされた金額に係る特定超過控除対象額の合計額

(2)　当該通算法人の過去通算適用事業年度における各特例十年内事業年度において生じた欠損金額とされた金額に係る非特定超過控除対象額

(3)　当該通算法人の過去通算適用事業年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人の同日に終了する事業年度における各特例十年内事業年度において生じた欠損金額とされた金額に係る非特定超過控除対象額

ロ　第二項第二号ロに掲げる金額

ハ　(1)に掲げる金額と(2)及び(3)に掲げる金額の合計額のうち第二項第二号イに規定する投資の額に対応する部分の金額として政令で定める金額の合計額とを合計した金額

(1)　当該通算法人の適用対象事業年度における当該特例十年内事業年度前の各特例十年内事業年度において生じた欠損金額とされた金額に係る特定超過控除対象額の合計額

(2)　当該通算法人の適用対象事業年度における当該特例十年内事業年度前の各特例十年内事業年度において生じた欠損金額とされた金額に係る非特定超過控除対象額

(3)　当該通算法人の適用対象事業年度終了の日に終了する他の通算法人の事業年度において生じた欠損金額とされた金額に係る非特定超過控除対象額

三　当該通算法人の適用対象事業年度の所得限度額から前号ハ(1)及び(2)に掲げる金額の合計額を控除した金額のうちイに掲げる金額から ロに掲げる金額を控除した金額に達するまでの金額

イ　当該特例十年内事業年度に係る当該通算法人の法人税法第六十四条の七第一項第三号イに規定する欠損控除前所得金額

ロ　当該特例十年内事業年度に係る当該通算法人の各対応事業年度において生じた特定欠損金額に相当する金額で当該特定欠損金額につきこの条の規定を適用しないものとした場合に法人税法第五十七条第一項の規定により当該通算法人の適用対象事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されることとなる金額の合計額

四　当該特例十年内事業年度に係る法人税法第六十四条の七第一項第二号ハ(1)に掲げる金額から当該金額に非特定損金算入割合（当該金額につき前項の規定を適用しないものとした場合における当該特例十年内事業年度に係る同条第一項第三号ロに規定する非特定損金算入割合をいう。）を乗じて計算した金額を控除した金額

五　当該通算法人及び他の通算法人の投資額残額の合計額から次に掲げる金額の合計額を控除した金額

イ　当該通算法人の適用対象事業年度における当該特例十年内事業年度に係る当該通算法人の対応事業年度において生じた特定欠損金額に係る特定超過控除対象額

ロ　当該通算法人の適用対象事業年度終了の日に終了する他の通算法人の事業年度において当該特例十年内事業年度の期間内にその開始の日がある当該他の通算法人の事業年度（当該特例十年内事業年度終了の日の翌日が当該通算法人に係る通算親法人の適用対象事業年度開始の日である場合には、当該終了の日後に開始した事業年度を含む。）において生じた特定欠損金額に係る特定超過控除対象額

六　次に掲げる金額の合計額

イ　当該通算法人の適用対象事業年度の所得限度額から第二号ハ(1)及び(2)並びに前号イに掲げる金額の合計額を控除した金額のうち非特定欠損控除前所得金額（当該特例十年内事業年度に係る法人税法第六十四条の七第一項第三号イ(3)に規定する他の欠損控除前所得金額から当該特例十年内事業年度に係る同項第二号ハ(3)(ii)に掲げる金額を控除した金額をいう。次号において同じ。）に達するまでの金額

ロ　当該通算法人の適用対象事業年度終了の日に終了する他の通算法人の事業年度の所得限度額から当該事業年度における当該特例十年内事業年度開始の日前に開始した当該他の通算法人の各事業年度において生じた欠損金額とされた金額に係る特定超過控除対象額及び非特定超過控除対象額並びに前号ロに掲げる金額の合計額を控除した金額のうち他の非特定欠損控除前所得金額（当該特例十年内事業年度に係る法人税法第六十四条の七第一項第三号イ(3)に規定する他の欠損控除前所得金額から当該特例十年内事業年度に係る同項第二号ハ(3)(ii)に掲げる金額を控除した金額をいう。次号において同じ。）に達するまでの金額

七　非特定欠損控除前所得金額が非特定欠損控除前所得金額及び他の非特定欠損控除前所得金額の合計額のうちに占める割合

第十六条中租税特別措置法第六十八条の三の三の改正規定の次に次のように加える。

第六十八条の三の四第二項及び第四項中「第四十二条の十三第六項」を「第四十二条の十三第五項」に改める。

第二十一条のうち電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第十一条第三項第一号の改正規定中「第十一条第三項第一号」を「第八条第三項第一号」に改める。